

REGISTERED CUSTOMS SPECIALIST

通関士講座

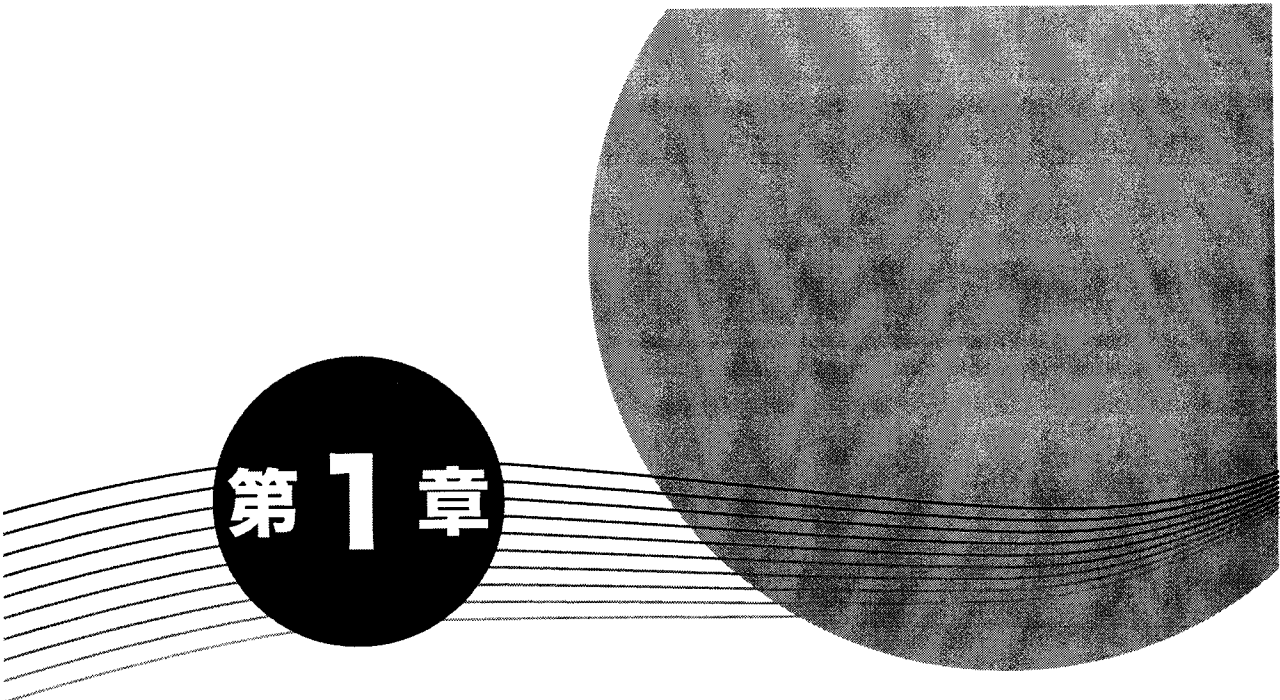
基本テキスト

関税法



TAC





第1章

関税法の目的と定義

本章では、関税法の目的を押えた上で、関税法上の用語の定義を学習する。今後の学習内容の基礎となるものであり、また直接出題されている分野でもあるので、しっかりと理解していただきたい。

第1節

関税法の目的 ☆☆

貨物の輸入に際しては、本邦の産業を保護するため、関税という租税が徴収される。また、貨物の輸出入に際しては、税関という役所を通す手続（通関手続）が必要である。関税法は、関税の徴収等に関する手続を定めるとともに、貨物の通関に関する手続を規定している（関税法1条）。

すなわち関税法は、関税についての税法としての側面と、輸出入貨物についての通関法としての側面を有しているということである。

関税の確定・納付・徴収・還付

→税法としての関税法

貨物の輸出及び輸入についての税関手続の適正な処理

→通関法としての関税法

条文のポイント 001

関税法は、**関税**の確定、納付、徴収及び還付並びに**貨物**の輸出入についての**税関手続の適正な処理**を図るため必要な事項を定めるものとする。

第1節 関税法の目的

第2節 定義 ☆☆☆

Ⅰ 輸出入通関手続の流れ

詳細は第2, 3章で学習するが、用語の定義を理解する前提として、原則的な輸入手続の流れを見てほしい。ポイントは、保税地域[※]に搬入した上で手続が進行することと、許可を受ける必要があることである。

※ 保税地域 輸出入貨物の通関手続を行うための一定の施設。指定保税地域、保税蔵置場、保税工場、保税展示場、総合保税地域の5つがある。詳しくは第5章で学習する。

輸入通関

- ① 保税地域搬入
- ② 輸入申告
- ③ 検査・審査
- ④ 納税
- ⑤ 輸入許可
- ⑥ 搬出

輸出通関

- ① 保税地域搬入
- ② 輸出申告
- ③ 検査・審査
- ④ 輸出許可
- ⑤ 搬出

2 輸出・輸入、外国貨物・内国貨物

輸入、輸出の定義は以下の通りである（関税法2条1項1号、2号、3号、4号）。

輸入→外国貨物を本邦に引き取ること

輸出→内国貨物を外国に向けて送り出すこと

外国貨物→

- ① 輸出の許可を受けた貨物
- ② 外国から本邦に到着した貨物（外国の船舶により公海で採捕された水産物を含む）で輸入が許可される前のもの

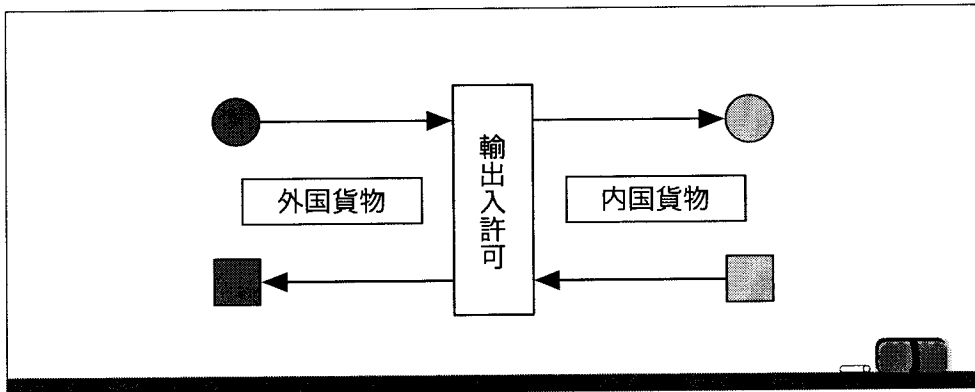
内国貨物→

- ① 本邦にある貨物で外国貨物でないもの
- ② 本邦の船舶により公海で採捕された水産物

輸入とは、外国貨物を本邦に引き取のことをいう。外国貨物については、原則として保税地域以外の場所に置くことはできないことになっており、関税の徴収確保等のため、関税法上様々な規制がされている。「本邦に引き取る」とは、この規制から解放されて内国貨物となることを意味している。

外国貨物と内国貨物の区別は、関税法上の評価の問題である。輸出入の許可を受けたかどうか判断のポイントとなる。

水産物については、次の項目でふれる。



条文のポイント 002

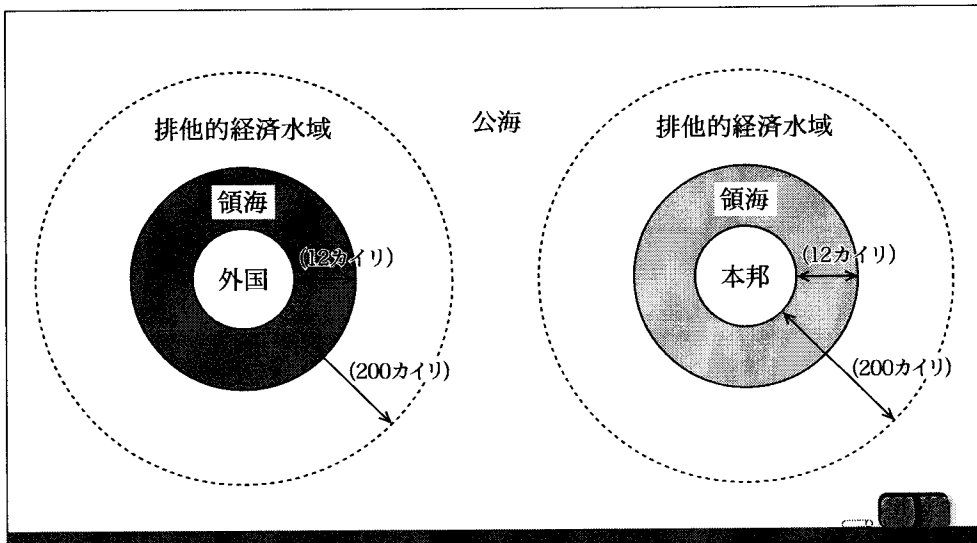
- 1 輸入とは、外国から本邦に到着した貨物（外国の船舶により公海で採捕された水産物を含む）又は輸出の許可を受けた貨物を本邦に（保税地域を経由するものについては、保税地域を経て本邦に）引き取ることをいう。^{※1, 2}
- 2 輸出とは、内国貨物を外国に向けて送り出すことをいう。
- 3 外国貨物とは、輸出の許可を受けた貨物及び外国から本邦に到着した貨物（外国の船舶により公海で採捕された水産物を含む）で輸入が許可される前のものをいう。
- 4 内国貨物とは、本邦にある貨物で外国貨物でないもの及び本邦の船舶により公海で採捕された水産物をいう。

※1 公海で採捕された水産物には、本邦の排他的経済水域の海域及び外国の排他的経済水域の海域で採捕された水産物を含むものとする（関税法1条2項）。

※2 大部分の外国貨物は、保税地域に搬入した上で輸入される。「保税地域を経て本邦に引き取る」とは、搬入しただけでは輸入にはあらず、保税地域から引き取ることによって初めて輸入に該当することを意味している。

3 水産物

水産物についての外国貨物，内国貨物の区別については，次の図を参考にしてほしい。



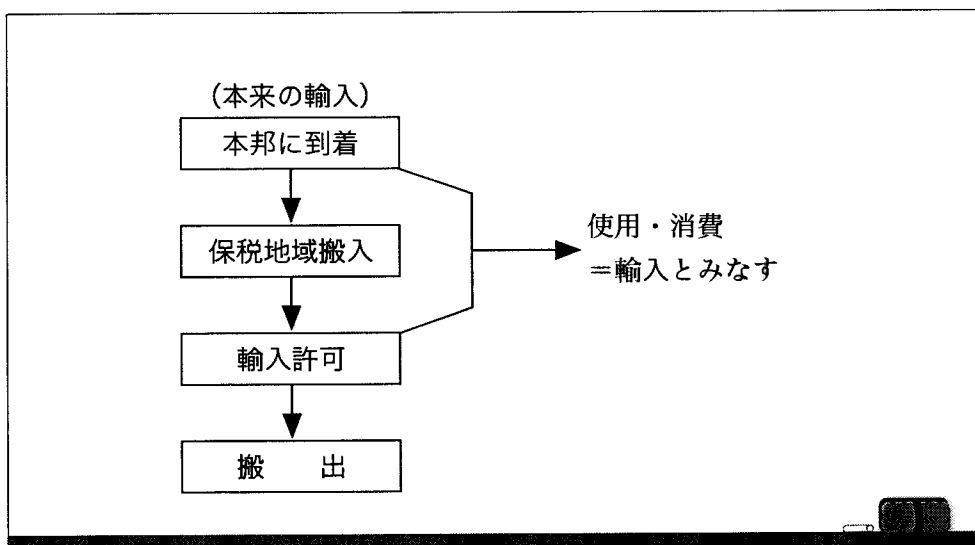
まとめ

- 1 本邦の領海で採捕→内国貨物
- 2 外国の領海で採捕→外国貨物
- 3 公海（または排他的経済水域）で採捕された水産物
 - (1) 本邦の船舶により採捕→内国貨物
 - (2) 外国の船舶により採捕→外国貨物

Advanced Study

- 1 本邦または外国の排他的経済水域の海域で採捕された水産物
関税法上、本邦または外国の排他的経済水域の海域で採捕された水産物は、公海で採捕されたものとして扱われる。すなわち、排他的経済水域については、公海として考えればよいことになる。
- 2 積戻し
積戻しとは、外国貨物を外国に向けて送り出すことをいう（関税法75条）。この点、内国貨物を外国に向けて送り出す行為である輸出と区別されている。
- 3 関税定率法上の輸出
関税定率法上の「輸出」は、関税法に規定する行為の他に、貨物を特定の国から他の国に向けて送り出すことも含む（関税定率法2条）。ここで、公海および排他的経済水域の海域で採捕された水産物については、これを採捕したその国の船舶が「特定の国」として扱われる。

4 みなし輸入



1. 原則

外国から本邦に到着した貨物については、本邦に（保税地域を経由するものについては、保税地域を経て本邦に）引き取ることが「輸入」であった。外国から本邦に到着し、保税地域に搬入したワインを、輸入の許可を受ける前に飲んでしまった場合、保税地域からの引き取りがないため、「輸入」には該当しないことになってしまう。しかし、このような行為は「輸入」と同視して、関税も徴収すべきである。そこで、外国貨物が輸入される前に本邦において使用され、又は消費される場合には、その使用し、又は消費する者がその使用または消費の時に当該貨物を輸入するものとみなすこととした（関税法2条3項）。

2. 例外

外国貨物の輸入前における本邦での使用、消費行為のすべてを輸入とみなし、関税を徴収することは妥当ではないため、次の場合においては、例外として輸入とみなさないこととなっている（関税法2条3項、関税法施行令1条の2）。

- ① 保税地域において関税法により認められたところに従って外国貨物が使用され、又は消費される場合

第1章 関税法の目的と定義

保税蔵置場において、税関長の許可を受けて外国貨物について簡単な加工を行う場合等が挙げられる。

- ② 本邦と外国との間を往来する船舶または航空機に積まれている外国貨物である船用品または機用品を当該船舶又は航空機において本来の用途に従って使用し、又は消費する場合

外国貿易船において外国貨物である燃料油を消費する場合等が挙げられる。

- ③ 旅客または乗組員がその携帯品である外国貨物をその個人的な用途に供するため使用し、又は消費する場合

海外旅行の土産である酒、たばこについて、旅客が個人的に消費する場合等が挙げられる。

- ④ 関税法の規定により税関職員が採取した外国貨物の見本を当該貨物の検査のため使用し、若しくは消費する場合又はその他の法律の規定により権限のある公務員が収去した外国貨物をその権限に基づいて使用し、若しくは消費する場合

食品衛生法上の検査のため、権限のある公務員が外国貨物を収去する場合等が挙げられる。

条文のポイント 003

外国貨物が輸入される前に本邦において使用され、又は消費される場合には、その使用し、又は消費する者がその使用又は消費の時に当該貨物を輸入するものとみなす。

ただし、次に掲げる場合を除く。

- 1 保税地域において関税法により認められたところに従って外国貨物が使用され、又は消費される場合
- 2 本邦と外国との間を往来する船舶または航空機に積まれている外国貨物である船用品又は機用品を当該船舶または航空機において本来の用途に従って使用し、又は消費する場合
- 3 旅客又は乗組員がその携帯品である外国貨物をその個人的な用途に供するため使用し、又は消費する場合
- 4 関税法の規定により税関職員が採取した外国貨物の見本を当該貨物の検査のため使用し、若しくは消費する場合またはその他の法律の規定により権限のある公務員が収去した外国貨物をその権限に基づいて使用し、若しくは消費する場合

Ⅵ 内国貨物とみなされる場合

1. みなし内国貨物

外国から本邦に到着した貨物については、通常の場合、輸入の許可を受けた時に輸入されたことになり、以後内国貨物として扱われる。しかし、手続として輸入の許可を経由しないで輸入される貨物については、一定の時点で輸入の許可を受けたものとし、内国貨物とみなすことになっている（関税法 74 条、関税法施行令 64 条の 2）。既に関税が徴収された場合や国庫に帰属した場合に、外国貨物として関税法の拘束を与えておくのは適当ではないからである。いくつかの場合があるが、次の 4 つについて、まずはしっかりと押えておいてほしい。

条文のポイント 004

外国貨物で次のものは、関税法の適用については、**輸入を許可された貨物とみなす**。

- 1 郵便事業株式会社から**交付された郵便物**若しくは**信書便物**※の送達を行う者から交付された**信書**
- 2 **許可の期間満了後保税展示場にある外国貨物について関税が徴収されたもの**
- 3 **公売**に付され、若しくは**随意契約**により**売却**されて買受人が**買い受けたもの**
- 4 保税工場、保税展示場、総合保税地域外における使用または作業の許可を受けた貨物で、**指定された期間を経過して関税が徴収されたもの**

※ 信書便物

民間の宅配事業者が取り扱う信書をいう。信書には、手紙、証明書、許可書、請求書等が挙げられる。民間事業者による信書の送達に関する法律3条（郵便法の適用除外）に掲げる場合に該当して信書便物の送達を行う者から交付される信書については、輸出入通関に関して郵便物同様の取扱いがされている（関税法78条の2）。

Advanced Study

前述の4つの他に、以下のものについても、内国貨物とみなされる。

- 輸出または輸入してはならない貨物に関する規定その他一定の関税法上の犯罪に関する規定により没収されたもの
- 還付されるべき領置物件又は差押物件について、公告の日から6月を経過しても還付の請求がないため、国庫に帰属したもの
- 通告処分の規定により、没収に該当する物件として税関長に納付されたもの
- 還付される領置物件又は差押物件で、関税が徴収されたもの
- 還付される領置物件又は差押物件で、関税の徴収をしない者（刑事訴訟法の規定により外国貨物の返還を受ける者で、関税が納付されていないことを知らないで当該貨物を所持することとなったと認められるもの）に対して返還されたもの
- 法律の規定により没収され、又は国庫に帰属したもの

2. 輸入許可前引取承認を受けた貨物

輸入許可前引取承認を受けた貨物については、一定の場合を除き、内国貨物とみなされる。手続の詳細については、第2章で学習する。

条文のポイント 005

輸入の許可前における引取りの承認を受けた外国貨物は、関税法の適用については、次の規定を除くほか、**内国貨物とみなす**。

- 1 課税物件の確定時期（関税法第4条）
- 2 適用法令（関税法第5条）
- 3 関税等の納付と輸入の許可（関税法第72条）
- 4 税関職員の権限（関税法第105条）
- 5 特別の場合における税関長の権限（関税法第106条）

6 その他の用語の定義

これまでに見てきたもののほかに、関税法で規定されている用語の定義として押えておくべきものは、以下のものである（関税法2条1項）。

条文のポイント 006

- 1 「**附帯税**」とは、関税のうち**延滞税**、**過少申告加算税**、**無申告加算税**及び**重加算税**をいう。
- 2 「**外国貿易船**」とは、外国貿易のため本邦と外国との間を往来する船舶をいう。
- 3 「**外国貿易機**」とは、外国貿易のため本邦と外国との間を往来する航空機をいう。
- 4 「**沿海通航船**」とは、本邦と外国との間を往来する船舶以外の船舶をいう。
- 5 「**国内航空機**」とは、本邦と外国との間を往来する航空機以外の航空機をいう。
- 6 「**船用品**」とは、燃料、飲食物その他の消耗品及び帆布、綱、じょうろその他これらに類する貨物で、船舶において使用するものをいう。
- 7 「**機用品**」とは、航空機において使用する貨物で、船用品に準ずるものをいう。
- 8 「**開港**」とは、貨物の輸出及び輸入並びに外国貿易船の入港及び出港その他の事情を勘案して政令で定める港をいう。
- 9 「**税関空港**」とは、貨物の輸出及び輸入並びに外国貿易機の入港及び出港その他の事情を勘案して政令で定める空港をいう。
- 10 「**不開港**」とは、港、空港その他これらに代り使用される場所で、開港及び税関空港以外のものをいう。

■■■ コラム ■■■

「じう器」とは？

～船用品に関する用語の意義～

「船用品」とは、燃料、飲食物その他の消耗品及び帆布、綱、じう器その他これらに類する貨物で、船舶において使用するものであった。この場合における用語の意義は、次のようになる（基本通達2-11）。本試験でここまで細かく問われることはまずないが、気になる箇所ではあると思われるので、参考にしていきたい。

① 「その他の消耗品」

船舶の航行中にその船舶用として消費し、又はその船舶の旅客若しくは乗組員が消費するものをいう。

→潤滑油、ペイント、エナメル、医薬品、事務用消耗品等

② 「じう器」

船室等に備え付ける備品で、旅客又は乗組員の生活に必要と認められるものをいう。

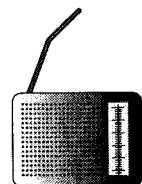
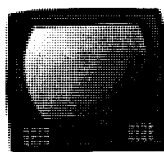
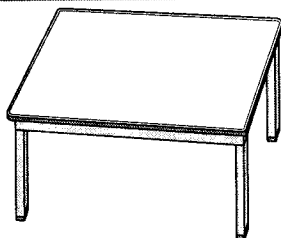
→机、寝台、ラジオ、テレビ等

③ 「その他これらに類する貨物」

消耗品、じう器等以外の貨物で、次のものをいう。

i) 船舶の航行に直接又は間接に必要な計器類、電気器具類、修理部品その他これらに類するもの

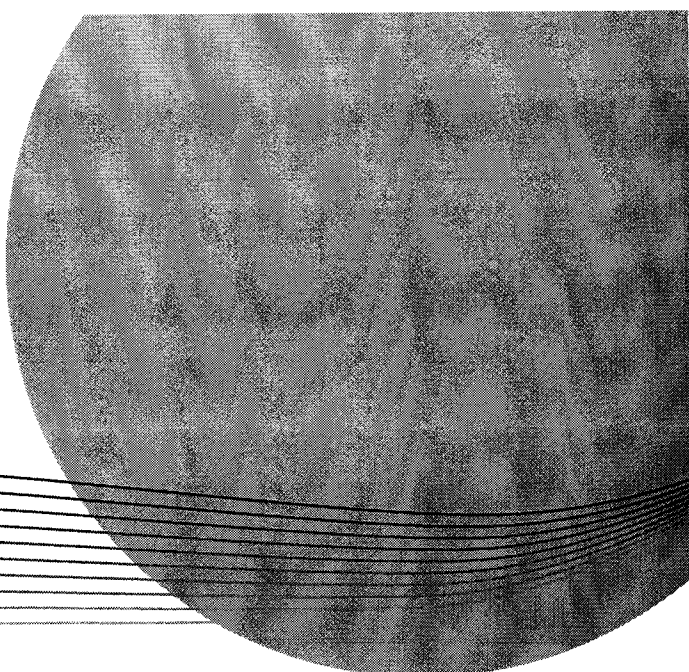
ii) 旅客又は乗組員の厚生用物品で船舶に備え付けられるもの



通関士講座

貨物分類 暗記ノート





第 1 部

動物（生きているものに限る。）
及び動物性生産品

第1類 動物（生きているものに限る。）

ランクA

生きている動物のうち、ほとんどのものが、この類に含まれる。3類(魚, 甲殻類等)との比較が重要である。

含まれるもの	含まれないもの
哺乳類（牛, 豚, 羊, くじら, いのしし, 犬, 馬, しま馬, やぎ等） 鳥類（鶏, あひる, 七面鳥等） 爬虫類（かめ, ワニ等） 両生類（かえる等） 昆虫（みつばち等） （以上, いずれも生きているもの）	いせえび うなぎ たこ（以上, 3類） 培養微生物（30.02 項） 巡回サーカス又は巡回動物園用の動物（95.08 項）

ここに注目

- 魚等（3類）、培養微生物（30類）、巡回サーカス又は巡回動物園用の動物（95類）を除くほか、すべての動物（生きているものに限る）を含む。
- 1類及び2類において、馬には、しま馬を含まない。
- 1類から16類までにおいて、牛には水牛を含み、豚にはいのししを含む。

第1部

番 号 No.	統計 細分 Stat. Code No.	N A C C S 用	品 名	税 率 Rate of Duty				単位 Unit	Description
				基 本 General	協 定 WTO	特 恵 Prefer- ential	暫 定 Tempo- rary		
01.01			馬、ろ馬、ら馬及びヒニー（生きているものに限る。）						Live horses, asses, mules and hinnies:
01.02			牛（生きているものに限る。）						Live bovine animals:
01.03			豚（生きているものに限る。）						Live swine:
01.04			羊及びやぎ（生きているものに限る。）						Live sheep and goats:
01.05			家きん（鶏（ガルス・ドメスティクス）、あひる、がちょう、七面鳥及びはろはろ鳥で、生きているものに限る。）						Live poultry that is to say, fowls of the species <i>Gallus domesticus</i> , ducks, geese, turkeys and guinea fowls:
01.06			その他の動物（生きているものに限る。）						Other live animals:

第2類 肉及び食用のくず肉

ランクA

食用の肉等について規定している。16類(肉等の調製品), 15類(油脂等)との比較が重要である。

含まれるもの		含まれないもの
冷凍した牛肉 冷蔵の牛タン 生鮮の牛の肝臓 塩蔵した豚肉 くん製の鳥肉 豚の筋肉層のない脂肪 家きんの脂肪	} ←→ } ←→	食用に適しない肉 (5類) 調整した肉 (16類) ソーセージ (16類) 豚脂 (ラード等) 家きん脂 (以上, 15類)

ここに注目

- 次の物品を**含まない**。
 - (a) 動物の腸, ぼうこう及び胃 (→5類)
 - (b) 動物の血 (→5類又は30類)
 - (c) 02.09項の物品(家きんの脂肪及び豚の筋肉層のない脂肪で, 溶出その他の方法で抽出してないもの)を除く**動物性脂肪** (→15類)
- **食肉** (2類) と **肉の調製品** (16類) は, **加工の程度** で分類が異なる。

2類 生鮮 冷蔵 冷凍 塩蔵, 塩水漬け ^{※1} くん製	↔	16類 調製等 ・加熱調理 (煮る, 焼く, 蒸す) ・食酢により保存に適する処理 その他, 左記以外の処理
---	---	---

※1 砂糖又は砂糖の水溶液を軽くふりかけた肉及びくず肉もこの類に属する。

第3類 魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物 ランクA

魚、甲殻類等を規定している。1類との比較が特に重要であり、できる限り具体例を覚えた方がよい。

含まれるもの	含まれないもの
観賞用の魚	←→ 食用に適しない状態の生きていない魚、甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物（5類）
くん製の魚 冷凍のえび うなぎ 生きているかたつむり あじのフィレ 塩蔵のあさり なまこ（乾燥したもの、塩蔵したもの） 生きているたこ	←→ くん製のいか（16類） 調製した魚、甲殻类等（16類） キャビア（16類）
殻つきのいせえび（水煮したもの）	←→ 殻を除いたいせえび（水煮したもの）（16類）

ここに注目

- 甲殻類→いせえび、えび、ロブスター、シュリンプ及びプローン、かに等
- 軟体動物→かき、い貝、はまぐり、いか、たこ、かたつむり等
- その他の無脊椎動物→うに、くらげ、なまこ等
- **くん製の**
 - { 魚→3類
 - { 甲殻類、軟体動物、その他の水棲無脊椎動物→16類

第4類 酪農品，鳥卵，天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品 (ランクA)

酪農品等を規定している。各類との比較で出題される可能性があり，表題と代表的な品目については押えておく必要がある。

含まれるもの	含まれないもの
卵黄 鳥卵 ミルク ヨーグルト チーズ バター 天然はちみつ 脱脂粉乳	卵白 (35 類) アイスクリーム (21 類) マーガリン (15 類) 人造はちみつ (17 類) 乳幼児用の粉ミルク (19 類)

ここに注目

- ミルク及びクリーム，バター，ヨーグルト等の調製品は，19 類に属する。
- 鳥卵は，殻の有無により所属が異なるが，いずれもこの類に属する。
- ミルク及びクリームの所属決定要件は，脂肪分の含有量である。
- バター→乳脂肪分が全重量の 80% 以上 95% 以下で，無脂乳固形分が全重量の 2% 以下であり，かつ，水分が全重量の 16% 以下のものに限る。

番 号 No.	統計 細分 Stat. Code No.	N A C C S 用	品 名	税 率 Rate of Duty				単位 Unit	Description
				基 本 General	協 定 WTO	特 恵 Prefer- ential	暫 定 Tempo- rary		
04.01			ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。）						Milk and cream, not concentrated nor containing added sugar or other sweetening matter:
0401.10			脂肪分が全重量の1%以下のもの						of a fat content, by weight, not exceeding 1%:
0401.20			脂肪分が全重量の1%を超え6%以下のもの						Of a fat content, by weight, exceeding 1% but not exceeding 6%:
0401.30			脂肪分が全重量の6%を超えるもの						Of a fat content, by weight, exceeding 6%:
04.07			殻付きの鳥卵（生鮮のもの及び保存に適する処理又は加熱による調理をしたものに限る。）						Birds' eggs, in shell, fresh, preserved or cooked:
0407.00									
04.08			殻付きでない鳥卵及び卵黄（生鮮のもの及び乾燥、蒸気又は水煮による調理、成型、冷凍その他保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）						Birds' eggs, not in shell, and egg yolks, fresh, dried, cooked by steaming or by boiling in water, moulded, frozen or otherwise preserved, whether or not containing added sugar or other sweetening matter:

第5類 動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）

ランクB

この類に含まれるものは、「食べられないもの」と覚えておくとよい。

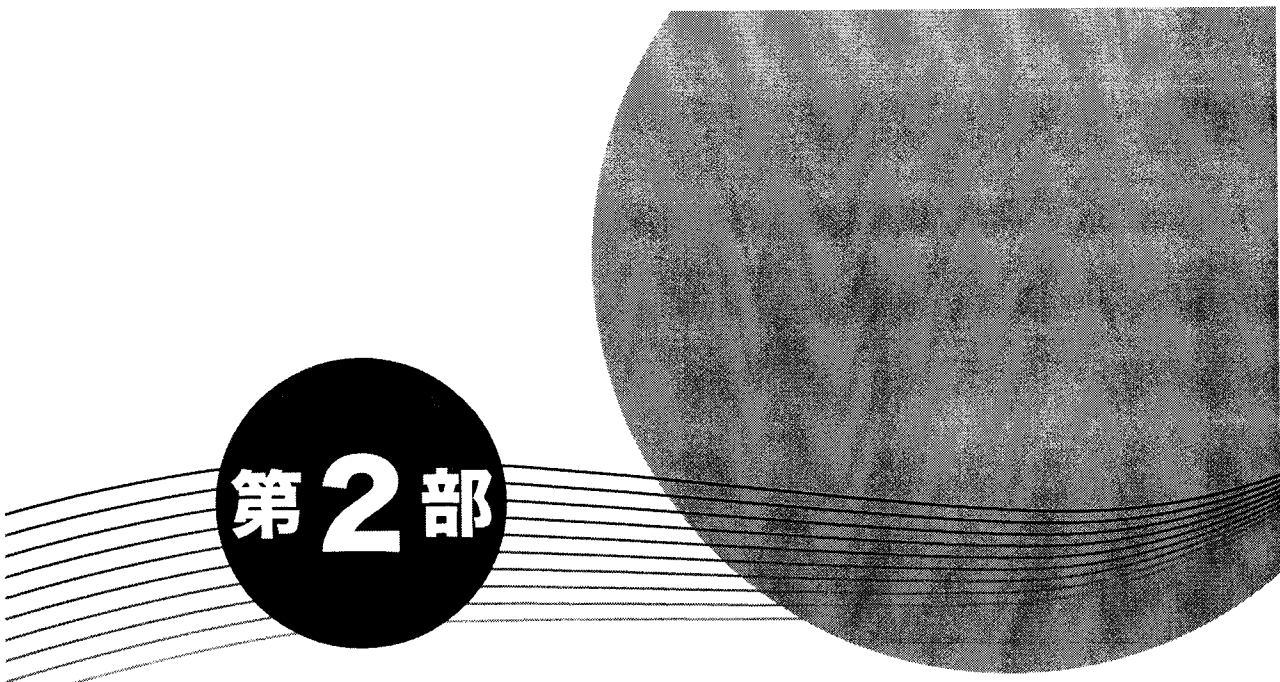
含まれるもの	含まれないもの
食用に適しない肉・魚・甲殻類 牛の腸	←→食用肉（2類） ←→羊の腸を加工してできた楽器用の弦（92類） テニスラケットのガット（42類）
彫刻用の骨	←→動物の標本（97類）
原皮くず	←→原皮（41類）
さんご	←→天然又は養殖の真珠（71類）
人髪	←→かつら（67類）
動物の血液	ゼラチン（35類）
ブラシ製造用の豚毛	毛皮のコート（43類）
羽毛	
アイボリー	

ここに注目

- 人髪は、加工^{※1}してないものに限り、この類に属する。

※1 例えば、細かくし、染色し、漂白し、カールし、又はいれげ、かつら等の製造のために調製すること、及び毛の向きをそろえることをいい、毛を長さにより選別すること、平行にそろえることは加工にあたらぬ。

- 動物の腸、ぼうこう、胃及び血は、食用であるかないかを問わず、この類に属する。ただし、予防用又は診断用に調製した動物の血は、30類（医療用品）に属する。
- 象、かば、せいうち、いっかく又はいのししのきば、さい角及びすべての動物の歯は、アイボリーとする。
- ほうき又はブラシ製造用に結束し又は房状にした獣毛で、小分けすることなく取り付けほうき又はブラシとするもの及びほうき又はブラシに取り付けるために些細な加工のみを必要とするものを含まない。（→96類）。
- 原皮、毛皮を含まない。（→41類、43類）



第2部

植物性生産品

第6類 生きている樹木その他の植物及びりん茎，根その他 **ランクC**
これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉

生きている樹木その他の植物等を規定している。食用のものは含まれないと考えておけばよい。

含まれるもの	含まれないもの
チューリップの球根	食用ばれいしょ
接ぎ木してあるばら	たまねぎ
切花（花束用又は装飾用）	シャロット
天然のクリスマスツリー	にんにく（以上，7類）
ドライフラワー	しょうがの根茎（9類）
こけ	香料製造用の花（12類）

ここに注目

- チコリー及びその根（06.01 項）の場合を除くほか，通常，栽培用又は装飾用のもののみを含むものとし，ばれいしょ，たまねぎ，シャロット，にんにくその他の物品を含まない。（→ 7類）

第7類 食用の野菜、根及び塊茎

ランクA

食用の野菜は、この類に属する。香辛料(9類)、穀粉(11類)、調製品(20類)等との比較が重要である。

含まれるもの	含まれないもの
冷凍したそらまめ(水煮による調理をしたもの)	酢漬けのきゅうり(20類)
とうがらし(乾燥・破碎・粉砕してないもの)	とうがらし(乾燥し、破碎又は粉砕したもの)(9類)
たけのこ	しょうが(9類)
小豆	豆の粉
ばれいしょの塊茎(繁殖用)	ばれいしょの粉(以上、11類)
ベジタブルミックス	
スイートコーン	とうもろこし(10類)
たまねぎ	ひき割り大豆
きのこ(きくらげ、しいたけ等)	飼料用植物(以上、12類)
トリフ	
オリーブ	
にんにく	

ここに注目

○ 20類(野菜等の調製品)との比較

生鮮のもの、冷蔵、冷凍※ ¹ 、乾燥のもの、 一時的な保存に適する処理※ ² をしたもの	→ 7類
上記以外の方法により調製等をしたもの	→ 20類

※1 冷凍野菜は、調理していないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたものが、7類に属する。なお、冷凍する前に塩又は砂糖を加えた野菜も、7類に含まれる。

※2 亜硫酸ガス、塩水等の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。

○ 生鮮又は冷蔵のたまねぎの所属決定要件は、1kgあたりの課税価格である。

第8類 食用の果実及びナット、かんぎつ類の果皮並びにメロン（ランクA）の皮

食用の果実及びナット等は、この類に属する。7類の物品とともに、調製品（20類）等との比較が重要である。

含まれるもの	含まれないもの
乾燥したくるみ（殻を除いたもの） 干しぶどう	マロングラッセ ピーナツバター（以上、20類）
オレンジ アーモンド アボガド ココヤシの実 くり ぶどう すいか スウィーティ ドリアン	バニラビーンズ コーヒー（以上、9類） ナッツの粉（11類） 落花生（いつてないもの）（12類） カカオ豆（18類）

ここに注目

- 食用でない果実及びナットを含まない。
- 冷蔵した果実及びナットは、生鮮のものと同一の項に属する。
- 7類（食用の野菜等）の場合と同様に、生鮮のもの、冷蔵、冷凍^{※1}、乾燥のもの、一時的な保存に適する処理^{※2}をした果実及びナットは8類に、その他の方法により調製又は保存に適する処理をしたものは20類に属する。

※1 調理していないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。

※2 亜硫酸ガス、塩水等の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。

- 生鮮のバナナ、ぶどう、オレンジ、グレープフルーツの所属決定要件は、輸入の時期である。